

ALSOKケアホーム小平あじさい公園 運営規程

(事業の目的)

第1条 ALSOK介護株式会社（以下、「事業者」という）が運営する「ALSOKケアホーム小平あじさい公園」（以下、「事業所」という）が行う特定施設入居者生活介護および介護予防特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員および計画作成担当者（以下、「従業者」という）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護および介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 一人ひとりの入居者様に誠実に寄り添い、入居者様の自分らしい暮らしをサポートすることを基本として介護サービスを提供するものとする。
- 2 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話をを行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
 - 3 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の従業者等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練および療養上の世話（以下「介護サービス」という）を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ALSOKケアホーム小平あじさい公園
- (2) 所在地 東京都小平市仲町293番地の5

(従業者の職種、員数および職務内容)

第4条 従業者の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1人以上(常勤換算方式により1以上)
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(3) 看護職員 2人以上(常勤換算方式により2以上)

介護職員 17人以上(常勤換算方式により17以上)

看護職員および介護職員の合計数、常勤換算方式により23以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行う。

(4) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 計画作成担当者 介護支援専門員 1人以上

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて(介護予防)特定施設サービス計画を作成する。

(利用定員および居室数)

第5条 事業所の利用定員および居室数は、次のとおりとする。

(1) 利用定員 69名

(2) 居室数 69室

(利用者が介護居室を移る場合の条件および手続き)

第6条 介護居室間の移動がある場合、次の条件、手続きで行うものとする。

(1) 利用者の意思を確認する。

(2) 身元引受人等の意見を聴く。

2 事業者は、前項の居室の変更により、利用者の権利や利用料金等「(介護予防)特定施設入居者生活介護契約」(以下「特定契約」という)の内容に関して重大な変更が生じるときは、加えて次の各号の手続きを行う。

(1) 変更先の居室、変更となる権利、利用料金等の負担等についての内容を利用者および身元引受人に説明する。

(2) 変更内容に関して利用者の同意を得る。

(介護サービスの内容)

第7条 介護サービスは、次の各号の内容の「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」とに分けられる。

(1) 介護保険給付対象サービスとは、介護保険法令等による介護保険給付費の支給対象となっている介護サービスで、(介護予防)特定施設サービス計画に基づき、事業者が利用者に対して提供する介護サービスをいう。

(2) 介護保険給付対象外サービスとは、前号において提供する介護サービス以外の介護サービス等をいう。

- 2 介護保険給付対象サービスおよび介護保険給付対象外サービスの内容は、重要事項説明書別添
3「介護サービス等の一覧表」のとおりとする。

(利用料金等の額)

第8条 介護保険給付対象サービスの利用料金等の金額は、介護報酬の告示上の額とし、利用者が事業者
者に支払う額は、次の各号のとおりとする。

(1) 法定代理受領の場合

利用者は、事業者が利用者に代わり市区町村から介護保険の保険給付を受けることに同意
した上で、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額
を事業者を支払う。

(2) 償還払いの場合

利用者は、介護保険給付対象サービスの利用料金等の金額の全額を事業者を支払う。な
お利用者は、事業者を支払った後に市区町村に請求することにより介護保険の保険給付
を受けることができる。

- 2 介護保険給付対象外サービスの利用料金等の金額は、次のとおりとし、利用者は事業者はその
全額を支払う。

(1) 敷金 312,000円(非課税)

(2) 家賃相当額 78,000円(1ヶ月)(非課税)

(3) 食費 朝食540円 昼食691円 夕食814円 おやつ108円(税込)

(4) 管理費 64,500円(1ヶ月)(水道光熱費含む、非課税)

(5) おむつ代 実費(非課税)

パッド代 実費(非課税)

おむつ・パッドの廃棄料 実費(非課税)

※ ただし、持込分については課税とする。

- 3 前項以外の介護保険給付対象外サービスについては、利用者および身元引受人に対して事前に
説明した上で、支払いに同意する旨の書面に署名(記名捺印)を受けることとする。

※生活保護受給者の費用については、当該生活保護受給者を所管する福祉事務所と協議のうえ、
基準額に合わせて決定いたします。

- 4 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに
同意する旨の書面に署名(記名捺印)を受けることとする。

(1) 入居者が1ヶ月以上居室を不在にする場合の、居室の保全、連絡方法、各種費用の支払
いとその負担方法

(2) 入居者が、第三者を付き添い・介助・看護等の目的で居室内に居住させる場合の、各種
費用の支払いとその負担方法

(3) 事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項

- 5 介護保険法令等の改正にともなって、介護保険給付対象サービスの利用料金等(単価等)に変
更があった場合は、事業者は書面にて利用者および身元引受人に説明し同意を得ることとする。

- 6 事業者は、利用者の同意を得た上で、書面に記載された介護保険給付対象外サービスの利用料金等を変更することができる。この場合、事業者はサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護）入居契約に基づいて設置される運営懇談会の意見を聴いた上で行うこととする。利用料金等が変更された場合、事業者は、改めて利用者および身元引受人と書面を取り交わすこととする。
- 7 利用者は、税法に則り消費税等を負担するものとする。なお、消費税率の改定が行われた場合は文書などにより周知する。

（原状回復等）

第9条 利用者の希望により居室の修理・造作および模様替えを行ったときは、その原状回復費用は利用者の負担とする。

- 2 利用者の故意・過失や通常の使用 방법에反する使用など利用者の責めに帰すべき事由による破損および汚損の原状回復費用は利用者の負担とする。

（事業所の利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、事業所を利用する権利および介護サービスを受ける権利の全部または一部を第三者に譲渡または居室の全部もしくは一部を転貸すること、またはそれに類する処分および行為をすることはできない。

- 2 利用者は、事業者が無断で、居室を他の利用者が利用する居室と交換すること、またはそれに類する処分および行為をすることはできない。
- 3 利用者、利用者家族又はその他利用者関係者は、事業所またはその敷地内において、次の各号に掲げる事項を行うことはできない。

- （1）営利、布教、政治その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行うこと。
- （2）銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管をすること。
- （3）大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。
- （4）配水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。
- （5）テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で他の利用者および近隣に著しい迷惑をあたえること。
- （6）犬・猫等の他の利用者および近隣に迷惑をかけるおそれのある動植物を飼育すること。
- （7）必要以上高額の金銭、および貴重品を持ち込むこと。

- 4 利用者、利用者家族又はその他利用者関係者は、事業者の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる事項を行うことはできない。また、事業者は、他の利用者からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがある。

- （1）事業所内での喫煙、およびライター等火気類の持ち込みならびに火気の使用。ただし、喫煙に関しては、事業者が喫煙場所を定めライター等を提供した上でする喫煙はその限りではないものとする。
- （2）居室内への刃物・工具の持ち込み、冷蔵庫の据え付け、および保温ポット等やけどの原

因となる物品、備品を持込むこと。

(3) 観賞用の小鳥、魚等の近隣に迷惑を掛けるおそれの小さい動物や植物を飼育すること。

(4) あらかじめ定められた場所以外に物品を置くこと。

(5) 増築・改築・移転・改造・模様替え、工作物を設置すること。

(6) 利用者およびその同居人以外の者を居室内に居住、宿泊させること。

(7) その他文書において事業者がその承諾を必要と定めること。

5 利用者は、次に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととする。

(1) 利用者が1ヶ月以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡方法。

(2) その他事業者が利用者との事前協議を必要とする事項。

6 利用者、利用者家族又はその他利用者関係者が、前5項の規定に違反し、もしくは従わず、事業者または他の利用者等の第三者に損害を与えた場合は、利用者は、事業者または当該第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

7 事業者は、利用者、利用者家族又はその他利用者の関係者が第1項から第5項の規定に違反し、もしくは従わないことにより、利用者、利用者家族又はその他利用者関係者に生じた損害の一切について責任を負わない。

(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き)

第11条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下身体的拘束と言います。）を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事業者と利用者および身元引受人の合意のもと、以下の手続きにより行うこととします。

(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

(2) 身体拘束廃止委員会において、身体拘束を行わない方法を十分に検討した上で、利用者個々の心身の状況を勘案し、なお状態が切迫性、非代替性、一時性のすべてを満たす場合でやむを得ないと判断した場合において、身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間等を議事録に残し、身体的拘束の手続きを行います。

(3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、本人または身元引受人に身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等の詳細を説明し、理解を得られるように努めるとともに、「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」（以下、説明書と言います。）に記載します。また、利用者および身元引受人より説明書に署（記）名捺印を受けます。

(4) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、「身体拘束の解除に向けての経過観察記録」にその態様および時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。また、具体的な記録情報を基に、職員間、家族等関係者間で直近の情報を共有し「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、1ヶ月に1回以上は身体拘束の解除に向けて検討するとともに、要件を満たさない場合は、直

ちに解除します。

- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、かつ介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施します。

(高齢者虐待防止の推進)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止および早期発見のための取り組みとして、以下の措置を講じるものとします。

- (1) 高齢者虐待防止のための指針を整備し、これを従業者に周知します。
 - (2) 高齢者虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。
 - (3) 従業者に対し、高齢者虐待防止のための研修を定期的に実施します。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報する者とする。

(感染症対策)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、設備について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 感染症の発生を防止する措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業所において感染症の発生又はまん延しないための取り組みとして、以下の措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備し、これを従業者に周知します。
 - (2) 感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知します。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的に実施します。

(緊急時等における対応方法)

第14条 事業者は、利用者の病状等が急変し、またはその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、「消防計画」に従い、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。また、非常時に備え、地域の協力機関と連携を図り、定期的に避難訓練を行う。

- 2 スプリンクラー、自動火災報知機、非常階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠して設置する。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(苦情相談)

- 第17条 事業者は、利用者等からの苦情に関し、迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口を設置し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じるものとする。
- 2 提供したサービス等に関し、保険者が行う調査等に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、保険者等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の保険者が実施する事業に協力するよう努める。
 - 5 事業所は、社会福祉法に規定する運営適正化委員会が規程により行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

(秘密および個人情報の取り扱い)

- 第18条 事業所は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者およびその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、第三者への情報提供についてはあらかじめ利用者およびその家族の同意を得るものとする。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(事業者の責任および事故発生時の対応)

第19条 事業者は、(介護予防) 特定施設入居者生活介護利用契約において事業者の損害賠償について規定し、これらに従った対応を行う。また利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況および事故に際して採った処置を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 3 介護サービスの提供に係る書類は、提供した具体的なサービスの内容等の記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 4 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は不適切な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、ALSO K介護株式会社代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2025年10月1日から施行する。

この規程は、2026年7月1日から施行する。

サービス付き高齢者向け住宅入居契約・（介護予防）特定施設入居者生活介護利用契約 重要事項説明書

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約及び特定施設入居者生活介護の利用に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条及び東京都有料老人ホーム設置運営指導指針12(4)に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。

1. サービス付き高齢者向け住宅（（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所）の概要

住宅の名称		フリガナ アルソックケアホームコダイラアジサイコウエン ALSOCKケアホーム小平あじさい公園			
住宅の所在地		〒 187-0042 東京都小平市仲町293番地の5			
住宅へのアクセス		最寄駅	西武新宿線 小平駅		
		交通手段と所要時間	徒歩8分		
住宅の連絡先		電話番号	042-348-7201		
		FAX番号	042-348-7202		
		ホームページアドレス	https://kaigo.alsok.co.jp		
権原等	敷地	所有関係	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☒ 賃借権 ☐ 使用貸借による権利		
		期間	2023年11月1日から 2048年10月31日まで		
		抵当権	☒ あり ☐ なし		
		自動更新	☒ あり ☐ なし		
		敷地面積	2604.14 m ²		
	住宅(建物)	所有関係	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☒ 賃借権 ☐ 使用貸借による権利		
		期間	2023年11月1日から 2048年10月31日まで		
		抵当権	☒ あり ☐ なし		
		自動更新	☒ あり ☐ なし		
		建築物用途区分	老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）	耐火構造	☒ 耐火建築物 ☐ 準耐火建築物 ☐ その他()
	併設施設	延床面積	2456.61 m ²	うち、サ付き分	2442.9 m ²
		所有関係	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権 ☐ 使用貸借による権利		
		期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
		抵当権	☐ あり ☐ なし		
		自動更新	☐ あり ☐ なし		
		施設名称		提供されるサービスの種類	事業所の場所
					☐ 同一建物内 ☐ 同一敷地内 ☐ 隣接する土地
					☐ 同一建物内 ☐ 同一敷地内 ☐ 隣接する土地
					☐ 同一建物内 ☐ 同一敷地内 ☐ 隣接する土地
					☐ 同一建物内 ☐ 同一敷地内 ☐ 隣接する土地
介護保険事業所番号（特定施設）		1374303921			
指定した自治体名		東京都			
指定年月日（初回）		2025年 10月 1日			
指定有効期限		2031年 9月 30日			
入居時の要件		☐ 介護専用型(要介護のみ) ☐ 混合型(自立除く) ☒ 混合型(自立含む)			
介護保険の利用		☒ (介護予防)特定施設入居者生活介護(一般型) ☐ (介護予防)特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)			
住宅の管理者名（役職名）		氏名	高橋 文子	役職名	ホーム長
終身賃貸事業者の事業の認可		☐ 法第52条の認可を受けている ☒ 認可を受けていない			
入居開始時期(住宅の開設年月日)		2023年 12月 1日			

2. 事業主体

事業主体の名称		フリガナ アルソックカイゴバシキガイシヤ ALSOCK介護株式会社			
事業主体の主たる事務所の所在地		〒 330-0856 埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目795番地			
事業主体の連絡先		電話番号	048-631-3690		
		FAX番号	048-631-2110		
		ホームページアドレス	https://kaigo.alsok.co.jp		
事業主体の代表者の氏名及び職名		氏名	小黒 康伸	職名	代表取締役
事業主体の役員		別添1「役員名簿」のとおり			
設立年月日		平成10年 1月 1日			
事業主体が行っている主な事業等		別添2「事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービスの一覧表」のとおり			

3. 入居契約及び（介護予防）特定施設入居者生活介護利用契約の概要

契約居室		階層・部屋番号等			面積	18.00 m ²		定員	1 名		
入居契約の別（入居契約が賃貸借契約でない場合には、その旨）		☐ 普通賃貸借契約 ☐ 定期賃貸借契約 ☐ 終身建物賃貸借契約 ☒ 利用権契約									
入居者の資格		次の①又は②に該当する者である。 ☒ ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者（配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させると必要があると知事が認める者） （「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。）									
入居契約及び（介護予防）特定施設入居者生活介護利用契約の内容		入居契約書及び（介護予防）特定施設入居者生活介護利用契約書のとおり									
契約期間等	入居契約	契約期間	年 月 日 から			年 月 日 まで					
		更新									
	（介護予防）特定施設入居者生活介護利用契約	契約期間	年 月 日 から			年 月 日 まで					
		更新									
契約解除の内容											
入居契約第28条・29条のとおり											
事業主体から解約を求める場合（終身建物賃貸借の場合のみ）											
解約条項											
解約予告期間		か月									
利用者からの解約・予告期間・連絡先											
入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。尚、30日分の管理費及び居室等利用料（家賃）を前払いすることにより、解約日前の退去を認めるものとします。 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって本契約は解約されたものとします。（入居契約書第29条参照）											
契約解約時の連絡先		名称	A L S O K ケアホーム小平あじさい公園								
		電話番号	0 4 2 - 3 4 8 - 7 2 0 1								

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

戸数／定員数		69 戸（登録申請対象戸数） / 69 人									
居住部分の規模	(最小)	18.00 m ²			詳細については下記「設備の詳細」を参照						
	(最大)	18.00 m ²									
構造及び設備	共同利用設備	☒ あり ☐ なし									
	構 造	鉄骨造		階数	地上 3 階		うち、サ付き分	地上 3 階			
竣工の年月日		2 0 2 3 年 2 月 1 日									
加齢対応構造等	☒ 登録基準に適合している										
	☒ エレベーターを備えている										
	☒ 緊急通報装置を備えている										
設備の詳細											
介護居室		階	定員	面積	戸数	浴室の有無	台所の有無	収納の有無	備考		
	タイプ 1	1階・2階・3階	1	18.00 m ²	3	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無			
	タイプ 2	1階・2階・3階	1	18.00 m ²	29	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無			
	タイプ 3	1階・2階・3階	1	18.00 m ²	34	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無			
	タイプ 4	1階・2階・3階	1	18.00 m ²	3	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無			
	タイプ 5					☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無			
	タイプ 6					☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無			
	タイプ 7					☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無			
	タイプ 8					☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無			
	タイプ 9					☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無			
タイプ 1 0					☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無				
一時介護室		階	定員	面積	戸数	備考					
便所	共同便所	3か所	うち男女別	階（ か所）							
			うち、男女共用	1階、2階、3階 に（各1か所（車いす等対応可能））							

浴室	居室	☐ 全部 ☐ 一部 ☒ なし						
	共同浴室	個浴	2か所 場所		2階（1か所）, 3階（1か所）		面積	10.34 m ²
			併設施設との共用の有無		☐ あり ()		☒ なし	
		大浴槽	か所 場所		階		面積	m ²
			併設施設との共用の有無		☐ あり ()		☐ なし	
		共同浴室における介護浴槽	3か所	場所	1階、2階、3階		面積	10.85 m ² (1階)
				☒ 1 チェアー浴				
				☐ 2 リフト浴				
				☒ 3 ストレッチャー浴				
			併設施設との共用の有無		☐ あり ()		☒ なし	
食堂	場所	1, 2, 3 階			面積	349.08 m ²		
	兼用	☒ あり ☐ なし			兼用設備	機能訓練室、談話室		
	併設施設との共用		☐ あり ()		☒ なし			
入居者や家族が利用できる調理設備		☒ あり ☐ なし						
機能訓練室	場所	1, 2, 3 階			面積	349.08 m ²		
	兼用	☒ あり ☐ なし			兼用設備	食堂、談話室		
	併設施設との共用		☐ あり ()		☒ なし			
その他の共用設備								
エレベーター	☒ あり ☐ なし							
	台数	1基	定員	15	ストレッチャー	ストレッチャー対応		
緊急呼出装置	居室	☒ あり ☐ なし		脱衣室		☒ あり ☐ なし		
	便所	☒ あり ☐ なし		浴室		☒ あり ☐ なし		
消防設備	自動火災報知設備	☒ あり ☐ なし		火災通報装置		☒ あり ☐ なし		
	スプリンクラー	☒ あり ☐ なし		消火器		☒ あり ☐ なし		
非常災害対策	消防計画	消防署への届出日（消防署名）		2025年 5 月 26 日		（小平消防署）		
	防火管理者	高橋 文子						
	避難訓練	消防署の指導のもと、年 2 回実施（うち 1 回は夜間想定）						

5. 従業員の勤務体制

従業員の人数								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算	兼務状況 等 （委託である場合はその旨を記入）
		専従	非専従	専従	非専従			
管理者			1			1	0.5	生活相談員
生活相談員			2			2	1	管理者、介護職員
看護職員（直接雇用）		4				4	4	
看護職員（派遣）						0		
介護職員（直接雇用）		17	1			18	17.5	
介護職員（派遣）						0		
機能訓練指導員				1		1	0.4	
計画作成担当者				1		1	0.8	
栄養士						0		委託
調理員						0		委託
事務員		1				1		
その他従業員				2		2		
1週間のうち、常勤職員が勤務すべき時間		40 時間						
介護職員の資格								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算	備考
		専従	非専従	専従	非専従			
社会福祉士						0		
介護福祉士		10	1			11		
実務者研修の修了者		1				1		
介護職員初任者研修の修了者		6				6		
介護支援専門員				1		1		
たん吸引等研修（不特定）						0		
たん吸引等研修（特定）						0		
資格なし						0		

機能訓練指導員の資格											
職種 \ 実人数		常勤		非常勤		合計	常勤換算	備考			
		専従	非専従	専従	非専従						
看護師又は准看護師						0					
理学療法士				1		1					
作業療法士						0					
言語聴覚士						0					
柔道整復師						0					
あん摩マッサージ指圧師						0					
はり師又はきゅう師						0					
管理者の資格		介護福祉士									
夜勤・宿直体制			時間帯		平均人数		最少時人数		備考		
					看護職員	介護職員	看護職員	介護職員			
		夜勤	21:00	～	6:00	人	2人	人	1人		
		宿直		～		人	人	人	人		
看護職員及び介護職員1人当たり（常勤換算）の利用者数					3人						
（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供体制											
（介護予防）特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合（外部サービス利用型特定施設の場合、記入不要）		契約上の職員配置比率（※） 【表示事項】 ※広告・パンフレット等における記載内容に合致するものを選択				☐ 1. 5 : 1 以上					
						☐ 2 : 1 以上					
						☐ 2. 5 : 1 以上					
						☒ 3 : 1 以上					
外部サービス利用型特定施設である場合の介護サービス提供体制（一般型（包括型）特定施設の場合、記入不要）		実際の配置比率 （記入日時点での利用者数：常勤換算職員数）				：					
		サービス付き高齢者向け住宅の職員数									
		訪問介護事業所の名称									
		訪問看護事業所の名称									
		通所介護事業所の名称									
職員の状況（冒頭に記した記入日現在）											
管理者		他の職種との兼務		☒ あり ☐ なし		兼務する職種		生活相談員			
		業務に係る資格等		☒ あり ☐ なし		資格等の名称		介護福祉士			
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		3		8							
前年度1年間の退職者数											
数業に務 応に に従 た事 職し 員の 経人 験数 年	1年未満	3		9					1		
	1年以上 3年未満	1		9		2				1	
	3年以上 5年未満										
	5年以上 10年未満										
	10年以上										
従業者の健康診断の実施状況		☒ あり ☐ なし									

6. サービスの内容

サービス提供の方針、サービスの提供内容に関する特色			
ご利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下のサービスを提供いたします。 ご入居者が医療を必要とする場合は、円滑に医療サービスを受けられるよう、医療機関と連携を図ります。 なお、医療機関と連携する場合にも、ご入居者は、連携先以外の医療サービスを自由に選択することができます。			
介護保険対象サービスの種類・提供方法等			
サービスの種類		提供方法	提供者
状況把握 （安否確認）	日中：適宜、ご利用者の状況を見ながら巡回 夜間：ケアプランに基づき安否確認を行います。		自ら実施
生活相談	・日常生活を送る中で、お困りのこと、ご不安等について、従業員がご相談をお受けします。 ・健康相談等を必要に応じて行います。		自ら実施
緊急時対応	・24時間各住戸のベッドサイド、トイレ、浴室に設置してあるナースコールを押していただければ事務室及び住宅職員が携帯しているPHSにて通報を受信の上、従業員が駆けつけ必要な対応（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。		自ら実施
食事介助	・食堂において食事介助を行います。		自ら実施
入浴介助	・週2回入浴介助を行います。		自ら実施
排せつ介助	・利用者の状況に応じた適切な排せつ介助を行います。 ・排せつの自立に向けた援助を行います。		自ら実施
居室清掃・洗濯等家事援助	・週1回居室内の清掃を行います。（換気扇、エアコン等電子機器については、別途業者をご案内します。） ・週2回洗濯を行います。（専門のクリーニング業者を利用する場合は自己負担です。） ・週1回シーツ交換を行います。		自ら実施
健康管理	・看護職員等により、血圧・脈拍・体温等の測定による健康状態の確認を行います。 ・年1回、提携以外の協力医療機関において定期健康診断の機会を提供します。（実費） ・看護職員等により、健康相談をお受けします。		自ら実施
服薬管理	・必要に応じて薬の管理、服薬介助を行います。		自ら実施
住宅で対応できる医療的ケアの内容			
胃ろう・腸ろう・I V H・点滴管理・ストーマ処置・インシュリン注射管理等医療行為が必要な場合は、協力医療機関との連携による対応が可能な場合があります。			
介護給付費算定に係る体制等（加算等）の種類			
入居継続支援加算	☐ あり（ ☐ （Ⅰ） ☐ （Ⅱ） ）		☒ なし
テクノロジーの導入（入居継続支援加算関係）	☐ あり		☒ なし
生活機能向上連携加算	☐ あり（ ☐ （Ⅰ） ☐ （Ⅱ） ）		☒ なし
個別機能訓練加算	☐ あり（ ☐ （Ⅰ） ☐ （Ⅱ） ）		☒ なし
A D L維持等加算	☐ あり（ ☐ （Ⅰ） ☐ （Ⅱ） ）		☒ なし
夜間看護体制加算	☒ あり（ ☐ （Ⅰ） ☒ （Ⅱ） ）		☐ なし
若年性認知症入居者受入加算	☐ あり		☒ なし
協力医療機関連携加算	☒ あり（ ☒ （Ⅰ） ☐ （Ⅱ） ）		☐ なし
口腔・栄養スクリーニング加算	☐ あり		☒ なし
科学的介護推進体制加算	☒ あり		☐ なし
退院・退所時連携加算	☐ あり		☒ なし
退居時情報提供加算	☐ あり		☒ なし
看取り看護加算	☒ あり（ ☒ （Ⅰ） ☐ （Ⅱ） ）		☐ なし
認知症専門ケア加算	☐ あり（ ☐ （Ⅰ） ☐ （Ⅱ） ）		☒ なし
高齢者施設等感染対策向上加算	☐ あり（ ☐ （Ⅰ） ☐ （Ⅱ） ）		☒ なし
生産性向上推進体制加算	☐ あり（ ☐ （Ⅰ） ☒ （Ⅱ） ）		☐ なし
サービス提供体制強化加算	☐ あり（ ☐ （Ⅰ） ☐ （Ⅱ） ☒ （Ⅲ） ）		☐ なし
介護職員等処遇改善加算	☒ あり ☐ （Ⅰ） ☒ （Ⅱ） ☐ （Ⅲ） ☐ （Ⅳ）		☐ なし
短期利用（介護予防）特定施設入居者生活介護の算定	☐ あり		☒ なし
介護保険対象外サービス等			
人員配置が手厚い介護サービスの実施	☐ あり ☒ なし	介護に関わる職員体制 （介護・看護職員の配置率）	3.0：1
食事の提供サービス	・朝食は8：00～9：00 昼食は12：00～13：00 夕食は18：00～19：00 ・月額 64,590円/人・月（2,153円/日 3食で30日の場合、税込） 内訳：朝食540円 昼食691円 夕食814円 おやつ108円（税込）		業務委託 提供者： 株式会社H I T O W A
その他利用者の個別的な選択によるサービス提供			
週2回以上の居室清掃	あり		
週2回以上の買物等の代行	あり		
週3回以上の入浴介助	あり		

医療機関との連携・協力 (ご入居者は、連携・協力先医療機関等以外の医療サービスも、自由に選択することができます。)									
医療支援 ※複数選択可			☒ 1 救急車の手配						
			☒ 2 入退院の付き添い						
			☒ 3 通院介助						
			☐ 4 その他 ()						
協力医療機関	医療機関 1	名称	医療法人社団おおぞら会 つばさクリニック小平						
		所在地	住宅からの距離：約 1.1*。 東京都小平市美園町2-6-2						
		診療科目	内科						
		急変時の相談対応	あり		事業者の求めに応じた診療			あり	
		協力内容	訪問診療、往診、健康診断、入院支援、他医療機関への紹介など						
	医療機関 2	名称	医療法人元気会 わかさクリニック						
		所在地	住宅からの距離：約 14.5*。 埼玉県所沢市若狭4-2468-31						
		診療科目	内科						
		急変時の相談対応	あり		事業者の求めに応じた診療			あり	
		協力内容	訪問診療、往診、健康診断、入院支援、他医療機関への紹介など						
協力歯科医療機関	名称	医療法人社団高輪会 わかば歯科医院							
	所在地	住宅からの距離：約 6.2*。 東京都立川市若葉町4-1-1 エクセルM103							
	診療科目	歯科							
	急変時の相談対応			事業者の求めに応じた診療					
	協力内容	希望者へ無料歯科診療、訪問診療、職員への口腔技術指導など							

7. 料金の請求及び支払方法

支払方式		☒ 月払い方式 ☐ 全額前払い方式 ☐ 一部前払い方式 ☐ 選択方式					
		※選択方式の場合： (該当する方式全て選択) ☐ 月払い方式 ☐ 全額前払い方式 ☐ 一部前払い一部月払い方式					
料金構造	前払金		☐ あり ☒ なし		※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。		
	金額	円	期間	年／終身			
	算定方法	月額単価 (円) × 想定居住期間 (月) により算出					
	(説明)	月額単価の内容	家賃・共益費				
			サービス提供の対価				
		想定居住期間の算出根拠					
	支払日	(支払期日を記入)		支払方法			
	償却開始日	年 月 日 (入居契約書に定める償却開始日を記入)					
	契約終了時の返還金	円	算定方法	(短期解約ではない場合の返還金の算定方法を記入)			
	短期解約(死亡退去含む)の返還金の算定方式	金額	円	期間	か月	起算日	入居した日
		算定方法	(月額単価を明示した上で日割り計算で記入)				
	返還期限	(入居契約書に定める返還期限を記入)					
	前払金の保全先	☐ 連帯保証を行う銀行等の名称					
☐ 信託契約を行う信託会社等の名称							
☐ 保証保険を行う保険会社の名称							
☐ 全国有料老人ホーム協会							
☐ その他 (名称：)							

料金構造

敷金

金額

312,000円

家賃の

4か月分

※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。

月額費用

家賃

78,000円

管理費

64,500円

共用施設等の維持管理費等を含みます。
光熱水費は、建物全体の水道光熱費から事務所及び共同利用設備で使用する水道光熱費を除いた額を全戸数で除した額

介護費用
(介護保険)

1ヶ月

30日の場合

※地域単価

10.68円

※給付率

90%

(1割負担の場合)

(1割負担の場合は90%、2割負担の場合は80%、3割負担の場合は70%)

	基本単位	加算	処遇改善加算	総単位数	月額費用(円)	保険請求額(円)	自己負担額(円)
	a	b ※処遇改善加算以外	c=(a+b)×加算率 小数点以下四捨五入	d=a+b+c	e=d×地域単価 小数点以下四捨五入	f=e×給付率 小数点以下四捨五入	g=e-f
要支援1	5,490	165	690	6,345	67,764	60,987	6,776
要支援2	9,390	165	1,166	10,721	114,497	103,047	11,450
要介護1	16,260	165	2,004	18,429	196,820	177,138	19,682
要介護2	18,270	165	2,249	20,684	220,906	198,815	22,091
要介護3	20,370	165	2,505	23,040	246,070	221,463	24,607
要介護4	22,320	165	2,743	25,228	269,437	242,493	26,944
要介護5	24,390	165	2,996	27,551	294,242	264,817	29,424
入居継続支援加算	☐あり(☐Ⅰ)☐Ⅱ) ☒なし ※加算Ⅰ…36単位/日、加算Ⅱ…22単位/日 ※要介護者のみ						
テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)	☐あり ☒なし						
生活機能向上連携加算	☐あり(☐Ⅰ)☐Ⅱ) ☒なし ※加算Ⅰ…100単位/月、加算Ⅱ…200単位/月						
個別機能訓練加算	☐あり(☐Ⅰ)☐Ⅱ) ☒なし ※加算Ⅰ…12単位/日、加算Ⅱ…20単位/月						
ADL維持等加算	☐あり(☐Ⅰ)☐Ⅱ) ☒なし ※加算Ⅰ…30単位/月、加算Ⅱ…60単位/月 ※要介護者のみ						
夜間看護体制加算	☒あり(☐Ⅰ)☒Ⅱ) ☐なし ※加算Ⅰ…18単位/日、加算Ⅱ…9単位/日 ※要介護者のみ						
若年性認知症入居者受入加算(120単位/日)	☐あり ☒なし ※対象者のみ						
協力医療機関連携加算	☒あり(☒Ⅰ)☐Ⅱ) ☐なし ※加算Ⅰ…100単位/月、加算Ⅱ…40単位/月						
口腔・栄養スクリーニング加算(20単位/回)	☐あり ☒なし ※対象者のみ						
科学的介護推進体制加算(40単位/月)	☒あり ☐なし						
退院・退所時連携加算(30単位/日)	☐あり ☒なし ※要介護者のみ、対象者のみ						
退居時情報提供加算(250単位/回)	☐あり ☒なし ※対象者のみ						
看取り介護加算	☒あり(☒Ⅰ)☐Ⅱ) ☐なし ※加算Ⅰ…72～1280単位/日、加算Ⅱ…572～1780単位/日 ※対象者のみ						
認知症専門ケア加算	☐あり(☐Ⅰ)☐Ⅱ) ☒なし ※加算Ⅰ…3単位/日、加算Ⅱ…4単位/日						
高齢者施設等感染対策向上加算	☐あり(☐Ⅰ)☐Ⅱ) ☒なし ※加算Ⅰ…10単位/月、加算Ⅱ…5単位/月						
生産性向上推進体制加算	☒あり(☐Ⅰ)☒Ⅱ) ☐なし ※加算Ⅰ…100単位/月、加算Ⅱ…10単位/月						
サービス提供体制強化加算	☒あり(☐Ⅰ)☐Ⅱ)☒Ⅲ) ☐なし ※加算Ⅰ…22単位/日、加算Ⅱ…18単位/日、加算Ⅲ…6単位/日						
介護職員等処遇改善加算	☒あり(☐Ⅰ)☒Ⅱ)☐Ⅲ)☐Ⅳ) ☐なし ※加算Ⅰ…12.8%、Ⅱ…12.2%、Ⅲ…11.0%、Ⅳ…8.8%						

※上記の自己負担額は標準的な加算を算定した場合を想定しています。算定する加算によって、自己負担額が変動します。

※1か月に支払った利用者負担の合計が、負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度があります(高額介護サービス費)。

短期利用		1日当たり	円	利用料の算出方法	
	(介護保険外) 人員配置が手厚い場合の介護サービス費用		円	☐ あり ☒ なし 算定根拠：	
	(介護保険外) 利用者の個別的な選択による介護サービス費用				
	食費	64,590円		・月額 64,590円/人・月 (2,153円/日 3食で30日の場合、税込) 内訳：朝食540円 昼食691円 夕食814円 おやつ108円 (税込)	
				食材費、食事部門の人件費、設備、備品代等	
	光熱水費		円		
	その他		円		
	合計		円		
支払日・支払方法	毎月27日に請求分を指定口座より引き落としにてお支払いいただきます。				
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い					
外泊、入院等での不在時の利用料として居室等利用料（家賃）、管理費はお支払いいただきますが、提供されなかった食費は翌月に清算し、選択サービス費は利用実績によりお支払いいただきます。					
料金改定の条件及び手続き					
(費用の改定) 事業者は、入居者が支払うべきその他の費用の額を改定することがあります。 費用の改定にあたっては、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、第8条に定める運営懇談会の意見を聴いたうえで改定するものとします。（以下省略。入居契約書第26条参照）					
料金プラン（代表的なプランを2例）					
		プラン 1		プラン 2	
入居者の状況	要介護度	要介護 1		要介護 5	
	自己負担割合	1割		1割	
	年齢	歳		歳	
居室の状況	床面積	18.00 m ²		18.00 m ²	
	浴室	☒ あり	☒ なし	☒ あり ☒ なし	
	台所	☒ あり	☒ なし	☒ あり ☒ なし	
	収納	☒ あり	☒ なし	☒ あり ☒ なし	
入居時点で必要な費用	前払金	円		円	
	敷金	312,000 円		312,000 円	
月額費用の合計		213,866 円		236,514 円	
サービス費用	家賃	78,000 円		78,000 円	
	管理費	64,500 円		64,500 円	
	特定施設入居者生活介護の費用（※1）	6,776 円		29,424 円	
		上乗せ介護費用（※2）	円	円	
			介護費用（選択サービス）	円	円
			食費	64,590 円	64,590 円
			光熱水費	円	円
	その他	円	円		
※1 自己負担額を記入。介護予防・地域密着型の場合を含む。 ※2 該当する場合のみ。 ※3 上乗せ介護費用その他サービス付き高齢者向け住宅事業として受領する費用。					

8. 入居者の状況

入居者の状況（冒頭に記した記入日現在）									
平均年齢		88.2 歳		入居者数合計	63 人				
介護度別・年齢別入居者数	年齢／介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	65歳未満								
	65歳以上75歳未満		2						
	75歳以上85歳未満		5	4	8				
	85歳以上				12	10	9	10	3
合計		0	7	4	20	10	9	10	3
入居継続期間別入居者数	入居期間	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	合計	
	入居者数	34	29					63	
男女別入居者数		男性：17 人			女性：46 人				
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）		91.3 %（定員に対する入居者数）							
直近一年間に退去した者の人数と理由		退去者数の合計			9 人（下記理由ごとの人数を合計したものと一致させる）				
		理由			人数(人)	理由		人数（人）	
		自宅・家族同居				他のサービス付き高齢者向け住宅への転居			
		介護老人福祉施設（特養等）へ転居			1	その他の福祉施設・高齢者住宅等への転居			
		介護老人保健施設へ転居				医療機関（入院）		1	
		介護医療院へ転居				死亡		7	
		有料老人ホーム（サ付き除く）への転居				その他			

9. 苦情・事故等に関する体制

苦情に対応する窓口等の状況

窓口の名称	(住宅) A L S O Kケアホーム小平あじさい公園									
電話番号	042-348-7201									
対応している時間	平日	0 時	00 分	～	24 時	00 分				
	土曜	0 時	00 分	～	24 時	00 分				
	日曜	0 時	00 分	～	24 時	00 分				
	祝日	0 時	00 分	～	24 時	00 分				
定休日	なし									
窓口の名称	(法人) A L S O K介護株式会社 お客様相談室									
電話番号	0120-294-774 048-631-3690									
対応している時間	平日	8 時	30 分	～	17 時	30 分				
	土曜	時	分	～	時	分				
	日曜	時	分	～	時	分				
	祝日	時	分	～	時	分				
定休日	土・日・祝日、年末年始									
窓口の名称	(市区町村) 小平市役所 高齢者支援課									
電話番号	042-346-9539									
対応している時間	平日	8 時	30 分	～	17 時	00 分				
	土曜	時	分	～	時	分				
	日曜	時	分	～	時	分				
	祝日	時	分	～	時	分				
定休日	土・日、祝日、12月29日から1月3日までの年末年始									
窓口の名称	東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口									
電話番号	03-6238-0177									
対応している時間	平日	9 時	00 分	～	17 時	00 分				
	土曜	時	分	～	時	分				
	日曜	時	分	～	時	分				
	祝日	時	分	～	時	分				
定休日	土・日、祝日									

サービスの提供において事故が発生したときの対応

具体的な対応	本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。同時に東京都住宅政策本部及び保険者へ報告します。 サービス提供上の事故により入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き賠償されます。
--------	--

損害賠償責任保険の加入状況

☒ あり （保険の名称及び加入先： 介護賠償責任保険 損害保険ジャパン株式会社 ） ☐ なし

10. その他の留意事項

外出・帰宅・訪問等									
外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前に従業員へご連絡下さい。									
共用設備の利用について									
浴室		共用浴室をご使用される場合は、使用時間を事前にお知らせ下さい。							
機能訓練室		ご使用の前は事前に従業員へお知らせください。							
高齢者虐待防止のための取組の状況									
虐待防止対策検討委員会の定期的な開催及び従業員への結果の周知		(4 回 / 年)							
虐待防止のための指針の整備		あり							
定期的な研修の実施		(2 回 / 年)							
担当者の役職名		管理者							
身体的拘束等の適正化のための取組の状況									
身体的拘束等適正化検討委員会の開催及び従業員への結果の周知		(1 回 / 3 月)							
身体拘束等適正化のための指針の整備		あり							
定期的な研修の実施		(2 回 / 年)							
身体的拘束を行う場合の形態及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録		あり							
やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続		事業所は、サービス提供にあたっては、入居者または他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下身体的拘束といいます。)を行いません。ただし、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事業者と入居者および身元引受人の合意のもと、以下の手続きにより行うこととします。 (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ります。 (2) 状態が切迫性、非代替性、一時性のすべてを満たす場合でやむを得ないと判断した場合において、身体拘束の内容、目的・理由、時間、期間等を議事録に残し身体的拘束の手続きを行います。 (3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、本人または身元引受人に身体拘束の内容、目的・理由、拘束の時間帯、期間等の詳細を説明し、理解を得られるよう努めるとともに、「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」(以下、説明書といいます。)に入居者および身元引受人より説明書に署名または記名押印をいただきます。 (4) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、「身体拘束の解除に向けての経過観察記録」にその態様および時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。また、具体的な記録情報を基に、職員間、家族等関係者間で直近の情報を共有し1ヶ月に1回以上は身体拘束の解除に向けて検討するとともに、要件を満たさない場合は、ただちに解除します。 (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、かつ介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施します。							
業務継続計画の策定状況等									
業務継続計画の策定（感染症・災害）		あり							
従業員に対する周知の実施		あり							
定期的な研修の実施及び記録		(2 回 / 年)							
定期的な訓練の実施		(2 回 / 年)							
定期的な業務継続計画の見直し		あり							
入居希望者への事前の情報開示									
入居契約書のひな形		☐ 入居希望者に公開 ☒ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない		財務諸表の要旨 (※前払金を受領する場合に記載)		☐ 入居希望者に公開 ☐ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない			
管理規程 (重要事項説明書)		☐ 入居希望者に公開 ☒ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない		財務諸表の原本 (※前払金を受領する場合に記載)		☐ 入居希望者に公開 ☐ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない			
事業収支計画書 (※前払金を受領する場合に記載)		☐ 入居希望者に公開 ☐ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない		その他 ()		☐ 入居希望者に公開 ☐ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない			
その他									
サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等		管理の方式		☒ 自ら実施 ☐ 管理業務を委託					
		委託する業務の内容（契約事項）							
		管理業務の委託先	商号・名称又は氏名	フリガナ					
			住所（事務所所在地）	〒					
		修繕計画	計画策定の有無	☐ あり ☒ なし					
大規模修繕の実施予定	月頃実施予定								
その他計画的な修繕予定									
運営懇談会		☒ あり（開催頻度： 年 1 回） （開催内容等）入居退去の状況及び収支報告、その他入居者、ご家族様との意見交換							
		☐ 以下の内容の代替措置により対応 （内容）							
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		☐ あり ☐ なし ☒ サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要							
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況		☒ あり ☐ なし		実施日	都度	結果の開示	☐ あり ☒ なし		
第三者による評価の実施状況		☐ あり ☒ なし		実施日		実施機関の名称			
サービス付き高齢者向け住宅の登録の申請が基本方針に照らして適切である旨		基本方針及び都の「高齢者の居住安定確保計画」に沿って適切に運営します。							

添付書類

役員名簿(別添1)

事業主体が東京都内（中核市を除く）で実施する介護保険制度による指定介護サービスの一覧表(別添2)

介護サービス等の一覧表(別添3)

おむつ価格表（別添3－１）

入居中のリスク説明書（別添4）

重度化対応及び看取りに関する指針（別添5）

（介護予防）特定施設入居者生活介護 料金表・加算（別添6）

指定（介護予防）特定施設入居者生活介護 加算算定要件（別添7）

説明年月日

年

月

日

入居契約書、（介護予防）特定施設入居者生活介護契約書及び（介護予防）特定施設入居者生活介護重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者名 A L S O K介護株式会社

所在地 埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目795番地

代表者名 代表取締役 小黒 康伸

説明者氏名

印

☐ 私は上記事業者から、入居契約書、（介護予防）特定施設入居者生活介護契約書及び（介護予防）特定施設入居者生活介護重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受け、同意しました。

☐ 私は上記事業者から、重度化対応及び看取りに関する指針について、説明を受け同意いたしました。

（入居者）署名

印

（身元引受人）署名

印

役 員 名 簿

(ふりがな) 氏 名	役名等
おぐろ やすのぶ 小黒 康伸	代表取締役
はせがわ ゆういち 長谷川 雄一	常務取締役
いしまる ひろあき 石丸 廣昭	常務取締役
かきもと けんいち 柿本 健一	取締役
うえむら こうぞう 上村 晃三	取締役
かが はじめ 加賀 肇	取締役
なめかわ りか 滑川 理華	取締役
こひら まさひろ 古平 真大	取締役
たけだ あきよし 武田 明克	取締役
なかの しんいちろう 中野 慎一郎	監査役

法第6条第1項第3号に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

事業主体が東京都内(中核市を除く)で実施する介護保険制度による指定介護サービスの一覧表

介護サービスの種類		箇所数	主な事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	有り	23	ALSOKケアステーション足立	東京都足立区東保木間2-17-12
訪問入浴介護	無し			
訪問看護	有り	1	ALSOKナースステーション一橋学園	東京都小平市学園前3-7-28
訪問リハビリテーション	無し			
居宅療養管理指導	無し			
通所介護	有り	2	ALSOKデイサービス府中四谷	東京都府中市四谷2-75-2
通所リハビリテーション	無し			
短期入所生活介護	有り	1	ALSOKショートステイ荒川西尾久	東京都荒川区西尾久3-15-1
短期入所療養介護	無し			
特定施設入居者生活介護	有り	7	ALSOKケアホーム西東京田無	東京都西東京市芝久保町2-13-22
福祉用具貸与	有り	2	ALSOK福祉用具・城西センター	東京都西東京市東町2-1-24
特定福祉用具販売	有り	2	ALSOK福祉用具・城西センター	東京都西東京市東町2-1-24
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	無し			
夜間対応型訪問介護	無し			
認知症対応型通所介護	有り	1	ALSOKデイサービス大田六郷	東京都大田区西六郷4-21-8
小規模多機能型居宅介護	有り	1	ALSOK小規模多機能型居宅介護・稲城長沼	稲城市東長沼1713-8
認知症対応型共同生活介護	有り	17	ALSOKグループホーム府中四谷	東京都府中市四谷2-75-2
地域密着型特定施設入居者生活介護	無し			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	無し			
看護小規模多機能型居宅介護	無し			
地域密着型通所介護	有り	6	ALSOKデイサービス大蔵	東京都町田市大蔵482-7
居宅介護支援	有り	14	ALSOKケアステーション府中	東京都府中市宮町1-34-2-802
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問入浴介護	無し			
介護予防訪問看護	有り	1	ALSOKナースステーション一橋学園	東京都小平市学園前3-7-28
介護予防訪問リハビリテーション	無し			
介護予防居宅療養管理指導	無し			
介護予防通所リハビリテーション	無し			
介護予防短期入所生活介護	有り	1	ALSOKショートステイ荒川西尾久	東京都荒川区西尾久3-15-1
介護予防短期入所療養介護	無し			
介護予防特定施設入居者生活介護	有り	6	ALSOKケアホーム西東京田無	東京都西東京市芝久保町2-13-22
介護予防福祉用具貸与	有り	2	ALSOK福祉用具・城西センター	東京都西東京市東町2-1-24
特定介護予防福祉用具販売	有り	2	ALSOK福祉用具・城西センター	東京都西東京市東町2-1-24
＜地域密着型介護予防サービス＞				
介護予防認知症対応型通所介護	有り	1	ALSOKデイサービス大田六郷	東京都大田区西六郷4-21-8
介護予防小規模多機能型居宅介護	有り	1	ALSOK小規模多機能型居宅介護・稲城長沼	稲城市東長沼1713-8
介護予防認知症対応型共同生活介護	有り	17	ALSOKグループホーム府中四谷	東京都府中市四谷2-75-2
介護予防支援	無し			
＜介護保険施設＞				
介護老人福祉施設	無し			
介護老人保健施設	無し			
介護療養型医療施設	無し			
介護医療院	無し			

介護サービス等の一覧表

区 分 サービス	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	生活支援サービスの基本料金に含むサービス	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額費用に含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)
<基本(必須)サービス>				
状況把握(安否確認)	○		■	
・巡回 日中	○		■	
・巡回 夜間	(センサー対応)		(センサー対応)	
生活相談	○		■	
緊急時対応	○		■	
オンコール対応	○		■	
<介護サービス>				
食事介助	—		■	
排泄介助	—		■	
おむつ交換	—		■	
おむつ代	—	実費	—	実費
入浴(一般浴)介助	—	550円/回(税込)	■	週3回以上の場合 3,300円/回(税込)
清拭	—		■	週3回以上の場合 3,300円/回(税込)
特浴介助	—		■	週3回以上の場合 3,300円/回(税込)
身辺介助	—		■	
・体位交換	—		■	
・居室からの移動	—		■	
・衣類の着脱	—		■	
・身だしなみ介助	—		■	
機能訓練	—		■	
通院介助 (協力医療機関)	○		■	
通院介助 (上記以外)	—	3,300円/時間(税込)	—	3,300円/時間(税込)

介護サービス等の一覧表

区分 サービス	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	生活支援サービスの基本料金に含むサービス	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額費用に含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)
<生活サービス>				
居室清掃	—		■	
リネン交換	—		■	
日常の洗濯	—		■	
居室配膳・下膳	—	550円/食(税込)	—	550円/食(税込)
嗜好に応じた特別食	—	実費	—	実費
おやつ	—		—	
理美容	—	実費	—	実費
買物代行(通常の利用区域)	—		■	
買物代行(上記以外の区域)	—	1,650円/30分(税込)	—	1,650円/30分(税込)
役所手続き代行	—	1,650円/30分(税込)	—	1,650円/30分(税込)
<健康管理サービス>				
定期健康診断	—	年1回実費	—	年1回実費
健康相談	○		■	
生活指導・栄養指導	○		■	
服薬支援	—		■	
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	—		■	
<入退院時、入院中のサービス>				
移送サービス	—	提携協力医療機関外の場合 3,300円/時間	—	提携協力医療機関外の場合 3,300円/時間
入退院時の同行(協力医療機関)	—		—	
入退院時の同行(上記以外)	—	提携協力医療機関外の場合 3,300円/時間	—	提携協力医療機関外の場合 3,300円/時間
入院中の洗濯物交換・買物	—	30分1,650円～(税込)	—	30分1,650円～(税込)
入院中の見舞い訪問	—		—	
<その他サービス>				
入居者が希望または事業所が参加を募集して提供する	—	実費	—	実費
生活サポート費(自立向け)	—	66,000円/月(税込) (掃除・入浴・洗濯サービス)	—	

別添3-1「おむつ価格表」

販売価格

(単位:円)

種類	1袋の販売価格		1枚の販売価格	
おむつ	1,510	～ 5,162	75.5	～ 199.0
パンツ型	1,260	～ 2,180	48.5	～ 121.1
パッド型	506	～ 2,187	16.9	～ 81.0

- ・価格は2023年7月1日現在の販売価格になります。
 - ・価格はメーカーの商品改廃、市場価格の変動により変更させていただく場合があります。
 - ・販売は1袋単位の販売になります。
 - ・買い物代行サービスにて購入いたしました市販品、またお持込のおむつにつきましては廃棄料は別途ご請求になります。(この場合は消費税がかかります。)
 - ・詳細はホームへお尋ねください。
-
- ・請求は廃棄料を含んだ価格になります。
 - ・廃棄料については下記の表にて算出させていただきます。

おむつ廃棄料 1枚あたり廃棄料単価×1袋の入数＝1袋あたりの廃棄料

種類	1枚あたりの廃棄料
テープ型	20円
パンツ型	20円
パッド型(500ccまで)	15円
パッド型(500cc以上)	20円

※表示している価格は非課税となります。

《別添 4》

【入居中のリスク説明書】

当事業所では入居者の快適な生活のために、安全な環境作りに努めておりますが、入居者の心身の状況や病気に伴う様々な症状などの原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》

歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。

当事業所では、介護保険法に基づく運営基準に則り、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。

高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。

高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。

健常者では通常感染しない状態であっても、高齢者は免疫力の低下により疥癬等の感染性皮膚疾患にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。

高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。

加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。

高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重症化する危険性があります。

高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される可能性があります。

ご本人の状態が急に悪化した場合、かかりつけ医の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

認知症は記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、混乱・不安・怒り・興奮・抑うつ・睡眠障害のような心理状態（周辺症状）が出現する場合があります、それにより無断外出や昼夜逆転、攻撃的行為、せん妄等の行動障害を起こす可能性があります。

事業所職員が予見できない入居者ご本人の無断外出により、所在不明となってしまった場合に不慮の事故等に遭う可能性があります。

当事業所入居中は必要に応じて、かかりつけ医またはかかりつけ医の指示により看護職員が健康管理（服薬管理・処置等）を行います。入居時に薬を持参された場合、ご本人の状態に応じて処方内容を調整することがあります。

ALSOKケアホーム

重度化対応及び看取りに関する指針

1. 看取り介護の基本理念

入居者が、病状の重度化や加齢により衰弱し、人生の最終段階の状態になっても、本人が望む慣れ親しんだ環境の中で最後まで暮らしていくことができるように、本人の意思、ならびに家族の意向を最大限に尊重し、医療機関、家族等とも協力して対応をします。なお、適宜、看取りに関する指針の見直しを行います。

- ① 入居者の介護度が進行した場合でも、その人らしい生活の継続を支え、人間としての尊厳を守るために、変化に応じた適切な介護を提供します。
- ② 入居者の健康管理は、主治医又は協力医療機関との連携、また定期的な訪問診療、往診、健康診断により行います。
- ③ 看取りに関する理念、及び方針に基づく質の高いサービスを行うよう努めます。
- ④ 入居者は人道的且つ安らかな終末を迎える権利を有しているので、看取り介護実施時には可能な限り尊厳と安楽を保ち、最大限の対応をします。
- ⑤ 医師及び医療機関、家族等との連携を図り、医師の指示のもと本人及び家族の尊厳を支える看取りに努めます。

2. 急性期における医師や医療機関との連携体制

ALSOKケアホーム（以下「当事業所」という）では、急性期のケアについては、訪問診療医、看護師、介護支援専門員、生活相談員、介護スタッフ等が連携し、入居者の症状を的確に把握するとともに、必要に応じて協力医療機関等の協力を得て、入院等の必要な措置を行います。

3. 入院期間中における居住に係る諸費用や食費の取扱い

入院期間中は入居者に対して、契約書および重要事項説明書にて事前に説明し、同意を得た料金以外は徴収しません。

4. 看取りに関する考え方

入居者およびその家族が看取りに際して、当事業所での生活を希望される場合、訪問診療医、看護師、介護支援専門員、生活相談員、介護スタッフ等が連携し看取りに関する協議を行い、指針の見直しを行うとともに必要に応じて協力医療機関等の協力を得ながら入居者の症状に応じた必要なケアサービスを提供します。なお、入居者の症状について訪問診療医および協力医療機関の医師などが当事業所での生活を継続することが難しいと判断した場合は、入居者およびその家族に説明をします。

5. 看取りに関する本人および家族への意思確認の方法

看取りに関するケアが必要な場合、訪問診療医、看護師、介護支援専門員、生活相談員、介護スタッフ等他職種の連携のもと、入居者の症状を踏まえ、当事業所で提供可能なサービス内容について介護計画を作成し、本人およびその家族に対して説明し、同意を得た上で行います。また、どのような看取りに関するケアを望んでいるのかについて話し合い、本人および家族が望む生活が可能となるよう、当事業所での生活の継続だけでなく、適切な医療機関への入院なども含めて幅広く検討し、本人およびその家族に選択していただけるよう対応いたします。

<看取り介護実施における職種ごとの主な役割>

職種	役割
主治医	・健康状態の確認 ・看取りに関する本人および家族への説明、意思確認 ・看取り期の診断と家族への説明 ・看取り期の医療対応（夜間、緊急時の対応と連携体制） ・死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載、家族への説明
看護師	・医師、医療機関との連携 ・入居者の健康管理、状態把握 ・看護ケアの提供（安楽の援助、看取り介護時の必要な措置等） ・カンファレンスの参加 ・家族への説明や相談対応 ・夜間および緊急時の対応（オンコール体制）
介護支援専門員	・家族への相談、支援 ・カンファレンスの参加 ・看取り介護計画書（ケアプラン）の作成
生活相談員	・家族への相談、支援 ・カンファレンスの参加 ・看取り介護計画書（ケアプラン）の作成
介護スタッフ	・日常的な介護ケア（食事、排泄介助、清潔保持の提供等） ・身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位支援 ・日々の状態、経過観察と記録の作成 ・カンファレンスの参加 ・家族への適時対応

6. 入居後の介護の考え方

<安定期>

入居後は当事業所での生活に慣れていただくことを主としたケアを行います。当事業所でできるケアをご説明するとともに、常に医師との連携を図り、治療が必要な場合は、選択肢を提案し、それに対する希望や要望を確認します。緊急時の対応については、あらかじめ契約書、重要事項説明書、事前意思確認書等に沿って行います。この場合、医療が必要とされた時に、入院されるか否かまたは酸素吸入、輸液、喀痰吸引等の医療行為を行うか否かに対する意思をあらかじめお伺いします。

<看取り期>

回復の見込みがないという医師の診断をもとに、日々の経過と様子をみながら、看取り介護計画書を作成し、家族等に説明し、想定される状態と事業所が行うケアについて、同意をいただきます。

7. 看取り介護

- ① 入居者および家族に対し、医師から十分な説明を行い、改めてその同意を得て職員間で連携をとり、看取り介護を行います。
- ② 日々の状況を把握し、随時、家族に連絡するとともに、付き添い、宿泊の可能性等について、ご相談します。
- ③ 事業所では、看取り介護計画書に基づき、ケアを行い、記録を行います。また尊厳ある安らかな最期を迎えるため、入居者や家族の意向に沿った生活空間、身の周りの環境整備に努めます。
- ④ 緊急時その他連絡が必要であると認めた場合、速やかに連絡します。
- ⑤ 入居者および家族の意向に変化がある場合には、必要に応じて適宜計画を見直し変更します。

8. 看取り介護の振り返り

入居者や家族が望んでいた看取り介護ができたかどうか、事業所として職員として適切なケアができたかどうか振り返りを行い、より安心できる看取りを行える体制を再構築します。

9. 職員研修について

事業者で定める看取りマニュアル等を参考に事業所内で研修計画を作成し、看取り介護の理念の教育、死生観教育、看取り期に起こりうる身体的、精神的変化への対応、夜間及び緊急時への対応(マニュアルの周知)、チームケアの充実、ご家族への支援の在り方、実施した看取り介護の振り返り(検証と評価)等の内容にて実施します。

10. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

医師等の医療従事者から適切な情報の提供を説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分に話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めていきます。

また、本人の意思は変化するものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いを繰り返し行います。

11. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

(1) 本人の意思の確認ができる場合

- ① 本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要となり、そのうえで、本人と医療・ケアチームと十分な話し合い、本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針を決定します。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化するものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明を行い、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行います。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行います。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書で記録を残します。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。また時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じてこのプロセスを繰り返し行います。
- ③ 家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書で記録を残します。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(1)及び(2)の場合において、方針の決定に際し、医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合や本人及び家族等と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行います。

～基本料金～

(介護予防) 特定施設入居者生活介護 (地域別単価) 小平市 3級地 10.68 円

＜基本サービス費＞ (30日換算)

特定施設入居者生活介護	要介護度	単位	総単位数	介護報酬 総額	利用者負担額 (月額)		
					【1割】	【2割】	【3割】
	要支援1	183	5,490	58,633円	5,864円	11,727円	17,590円
	要支援2	313	9,390	100,285円	10,029円	20,057円	30,086円
	要介護1	542	16,260	173,656円	17,366円	34,732円	52,097円
	要介護2	609	18,270	195,123円	19,513円	39,025円	58,537円
	要介護3	679	20,370	217,551円	21,756円	43,511円	65,266円
	要介護4	744	22,320	238,377円	23,838円	47,676円	71,514円
	要介護5	813	24,390	260,485円	26,049円	52,097円	78,146円

＜加算＞ (現在算定できる加算に☑を付けています)

加算	加算の種類	算定単位	自己負担額			備考
			【1割】	【2割】	【3割】	
☐	入居継続支援加算 (Ⅰ)	36/日	39円	77円	116円	要介護のみ
☐	入居継続支援加算 (Ⅱ)	22/日	24円	47円	71円	
☐	生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100/月	107円	214円	321円	対象者のみ
☐	生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200/月	214円	428円	641円	
☐	個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12/日	13円	26円	39円	対象者のみ
☐	個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20/月	22円	43円	64円	
☐	ADL維持等加算 (Ⅰ)	30/月	32円	64円	96円	要介護のみ
☐	ADL維持等加算 (Ⅱ)	60/月	64円	128円	192円	
☐	夜間看護体制加算 (Ⅰ)	18/日	20円	39円	58円	要介護のみ
☒	夜間看護体制加算 (Ⅱ)	9/日	10円	20円	29円	要介護のみ
☐	若年性認知症入居者受入加算	120/日	129円	257円	385円	対象者のみ
☐	口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)	20/回	22円	43円	64円	対象者のみ
☒	科学的介護推進体制加算	40/月	43円	86円	129円	全員
☒	協力医療機関連携加算 (相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携した場合)	100/月	107円	214円	321円	対象者のみ
☐	協力医療機関連携加算 (上記以外協力医療機関と連携した場合)	40/月	43円	86円	129円	対象者のみ
☐	退院・退所時連携加算	30/日	32円	64円	96円	要介護のみ
☐	退居時情報提供加算	250/回	267円	534円	801円	対象者のみ
☒	看取り介護加算 (Ⅰ)	72～1,280/日	76～1,350円	152～2,699円	228～4,048円	対象者のみ
☐	看取り介護加算 (Ⅱ)	572～1,780/日	603～1,877円	1,206～3,753円	1,809～5,629円	
☐	認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3/日	4円	7円	10円	対象者のみ
☐	認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4/日	5円	9円	13円	

☐	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10/月	11円	22円	32円	全員
☐	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5/月	6円	11円	16円	全員
☐	新興感染症等施設療養費	240/回	257円	513円	769円	対象者のみ
☐	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100/月	107円	214円	321円	全員
☒	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10/月	11円	22円	32円	全員
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22/日	24円	47円	71円	全員
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18/日	20円	39円	58円	
☒	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6/日	7円	13円	20円	
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の14.8%を加算				
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の15.9%を加算				
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の14.2%を加算				
☒	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の15.3%を加算				
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の13.0%を加算				
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の10.8%を加算				

※備考欄記載の（対象者のみ）については次項別紙の加算算定要件を満たした場合に算定されます。また、新たに加算を算定する場合及びご入居者様の状況に応じて算定される加算については、算定を開始する際に別途加算同意書に署名捺印をいただきます。

減算					
☐	身体拘束廃止未実施減算（要支援1）	-18/日	-20円	-39円	-58円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要支援2）	-31/日	-34円	-67円	-100円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護1）	-54/日	-58円	-116円	-173円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護2）	-61/日	-66円	-131円	-196円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護3）	-68/日	-73円	-146円	-218円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護4）	-74/日	-79円	-158円	-237円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護5）	-81/日	-87円	-173円	-260円
☐	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算			
☐	業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%を減算			
☐	看護・介護職員が欠員の場合	所定単位数の70%で算定			

【指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護 加算算定要件】

◆入居継続支援加算	
(Ⅰ)	①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の15%以上であること。 ②介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
(Ⅱ)	①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の5%以上15%未満であること。 ②介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
◆生活機能向上連携加算	
(Ⅰ)	①訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。 ②理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場合又はICTを活用した動画等により、入居者の状態を把握した上で、助言を行うこと。
(Ⅱ)	訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が入居者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。
◆個別機能訓練加算	
(Ⅰ)	①常勤専従の機能訓練指導員を1以上配置すること。（入居者が100名を超える場合は、常勤換算数で入居者÷100以上の機能訓練指導員を配置すること） ②機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を実施し、評価を行っていること。 ③開始時及び3月に1回以上入居者に個別機能訓練計画の内容を説明し、記録していること。
(Ⅱ)	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
◆ADL維持等加算	
(Ⅰ)	イ 入居者等（当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。 ロ 入居者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、BarthelIndexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、入居者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象入居者等とし、評価対象入居者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。
(Ⅱ)	①ADL維持等加算（Ⅰ）のイとロの要件を満たすこと。 ②評価対象入居者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。
◆夜間看護体制加算	
(Ⅰ)	①常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ②夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ③重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して内容を説明し、同意を得ていること。
(Ⅱ)	①常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ②看護職員又は病院や訪問看護ステーションとの連携して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ③重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して内容を説明し、同意を得ていること。
◆若年性認知症入居者受入加算	
受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に当該入居者の特性やニーズに応じたサービスを提供していること。	
◆口腔・栄養スクリーニング加算	
介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに入居者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を入居者を担当する介護支援専門員に提供していること。	
◆科学的介護推進体制加算	
①入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況やその他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	
◆協力医療機関連携加算	
協力医療機関が相談、診療を行う体制を常時確保している場合	①協力医療機関との間で利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催すること。 ②協力医療機関が利用者の急変時に医師又は看護職員が相談対応を行うこと。 ③協力医療機関が高齢者施設等からの診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保していること。
上記以外の協力医療機関の場合	①協力医療機関との間で利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催すること。
◆退院・退所時連携加算	
①特定施設入居者生活介護費を算定していること。（外部サービス利用型、短期利用を除く） ②病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から、特定施設への入居であること。 ③医療提供施設の職員と面談等を行い、必要な情報の提供を受けた上で、特定施設サービス計画を作成し、利用に関する調整を行うこと。	
◆退居時情報提供加算	
入居者が退居して医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して入居者を紹介する際、入居者の同意を得て、入居者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合。	

◆看取り介護加算	
(Ⅰ)	①当該施設の看護職員、病院または診療所、指定訪問看護ステーションのいずれかの看護職員との連携で24時間連絡できる体制をとること。 ②看取りに関する指針を定め、施設入所の際に、入所者とご家族に看取りに関する定めた指針について内容の説明を行い、同意を得ること。 ③医師、看護職員、介護支援専門員、介護職員などが当該施設においての看取りについての協議を行い、指針について適宜見直すこと。 ④看取りに関しての職員研修を行うこと。 ⑤看取りケアは個室または静養室などを利用し、本人、ご家族、周囲の入所者に配慮すること。
(Ⅱ)	(Ⅰ)の算定要件に加え、看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置していること。
◆認知症専門ケア加算	
(Ⅰ)	①認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が入居者の50%であること。 ②認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合には1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すことに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施していること。 ③当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催していること。
(Ⅱ)	①認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ②介護、看護職員ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施予定であること。
◆高齢者施設等感染対策向上加算	
(Ⅰ)	①第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し、適切に対応すること。 ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
(Ⅱ)	①診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上事業所内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
◆新興感染症等施設療養費	
利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを提供すること。	
◆生産性向上推進体制加算	
(Ⅰ)	①加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ③職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。 ④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
(Ⅱ)	①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行っていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
◆サービス提供体制強化加算	
(Ⅰ)	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上であること。
(Ⅱ)	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士60%以上であること。
(Ⅲ)	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士50%以上又は常勤職員75%以上又は勤続7年以上30%以上であること。
◆介護職員等処遇改善加算	
①月給による賃金改善を実施していること。 ②旧ベースアップ等加算相当の賃金改善を実施していること。 ③介護職員の職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系について明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 ④介護職員の資質向上の目標及び研修機会の提供または技術指導等の実施、資格取得のための支援について全ての介護職員に周知していること。 ⑤介護職員について経験、資格等または一定の基準に基づき、昇給する仕組みを設けていること。 ⑥経験、技能のある介護職員のうち1人以上は賃金改善後の賃金見込みが年額440万円以上であること。 ⑦サービス提供体制強化加算(Ⅰ)または(Ⅱ)及び入居継続支援加算を算定していること。 ⑧職場環境等要件を満たしていること。 ⑨生産性向上や協働化に係る取組として、生産性向上推進体制加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していること。 (Ⅰ)イ ①～⑧の全てを満たすこと。 (Ⅰ)ロ ①～⑨の全てを満たすこと。 (Ⅱ)イ ①～⑥、⑧を満たすこと。 (Ⅱ)ロ ①～⑥、⑧、⑨を満たすこと。 (Ⅲ) ①～⑤、⑧を満たすこと。 (Ⅳ) ①～④、⑧を満たすこと。	